



2022年4月13日

各位

会社名 株式会社 日宣
代表者名 代表取締役社長 大津 裕司
(コード番号:6543)
問い合わせ先 専務取締役 本間 祐史
TEL. 03-5209-7222

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月13日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年5月26日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)について記載内容の一部の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年5月26日
定款変更の効力発生予定日	2022年5月26日

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～11. (条文省略) (新設) (新設) 12～31. (条文省略) 32. <u>電力小売事業</u> (新設) 33. (条文省略)</p>	<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～11. (現行どおり) <u>12. インターネットを利用した各種商品の販売及びEC(電子商取引サイト)の開設並びに運営</u> <u>13. 商品開発及びコンサルティング業務</u> 14～33. (現行どおり) <u>34. 発電、売電及び電力の小売りに関する事業並びにコンサルティング業務</u> 35. <u>地域振興事業の企画及び実施</u> 36. (現行どおり)</p>
<p><u>第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第14条(電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 <u>2項 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u> (附則)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上